第九十二号議案

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月二十日

提出者　江戸川区長　斉藤　猛

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の改正に伴い、家庭的保育事業等における保育の内容について指針を定める者を厚生労働大臣から内閣総理大臣に改める必要があるので、本案を提出いたします。